

市庁舎問題等調査特別委員会会議録

招 集

令和2年4月15日（水）午前10時 議場

出席委員（7名）

（委員長）戸田隆次

今城雅子 岩崎康朗 遠藤通 中田利幸

西川章三 又野史朗

欠席委員（1名）

（副委員長）三嶋秀文

説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[調査課]塚田課長 東森行財政調査担当課長補佐

[総務管財課]瀬尻課長

出席した事務局職員

松下局長、土井次長、森井議事調査担当局長補佐、先灘調整官、佐藤係長

傍聴者

安達議員 石橋議員 伊藤議員 稲田議員 奥岩議員 岡村議員 門脇議員

国頭議員 田村議員 土光議員 前原議員 矢田貝議員 渡辺議員

報道関係者3人 一般0人

協議事件

- ・鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業に係る実施方針（案）及び要求水準書（案）について

~~~~~

### 午前10時00分 開会

○戸田委員長 皆さん、おはようございます。今日は御苦勞さんでございませう。

それでは、ただいまより市庁舎問題等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、三嶋委員から都合により欠席する旨の届け出がありましたので、これを許可いたします。

それでは、本日は協議事件、今の鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糶町庁舎整備等事業につきまして、当局のほうから説明をいたしますので、よろしくお願ひします。

それでは説明をお願いします。

塚田課長。

○塚田調査課長 そういたしますと、本日の資料でございますが、明日開催を予定されております米子市議会全員協議会でも共通の資料とさせていただいておりますので、御了承いただきたいと思ひます。

そういたしますと、私のほうからは資料の1番について説明をさせていただき、続いて、東森課長補佐のほうから2番以降の資料について説明をさせていただくことにいたします。

そういたしますと、資料の1番を御覧いただきたいと思います。これまでの経過、それと、今後のスケジュールについてまとめてある資料でございます。

1 ページ目の、これまでの経過という欄を御覧いただきたいと思います。庁舎の再編ビジョンの策定の経過を詳細にまとめた資料でございます。

まず、平成30年の8月1日になりますが、全員協議会を開催させていただきまして、庁舎再編ビジョン検討開始ということで報告をさせていただいているわけでございます。中身につきましては、第2庁舎の廃止と県との庁舎の共同利用の協議着手、ふれあいの里の機能見直し等の方向性などについて、このときに説明をさせていただいております。

続いて、年度としては平成30年度になりますが、平成31年の3月の14日、総務文教委員会において、ビジョンの途中経過ということで報告をさせていただいております。この中では、本庁舎の当面存続、第2庁舎及び旧庁舎新館の廃止、県との庁舎の共同利用、旧ハローワークの取得等の方針を説明したところでございます。

続いて、令和元年度になります。6月25日、総務政策常任委員会におきまして、ビジョンの最終案を示して、皆様方に御意見を賜りました。県との庁舎の共同利用を初めとする再編方針の説明をさせていただいて、当案を最終調整して策定に向かい、策定後も状況に応じて見直しを行うということを説明させていただいております。

同年7月の22から29ということで、それぞれの会派の皆様方に、7月1日に策定したビジョン等の概要等について、全会派に説明させていただいたところでございます。県との庁舎の共同設置の概要、今後予定している基本合意について説明させていただきました。

同年の8月19日、全員協議会を開催させていただきまして、ビジョンの策定を報告させていただいたところでございます。この中でも、県との庁舎の共同設置、共同利用の概要、PFI事業の予定などを説明したところでございます。この中では、7月12日開催の県・市政策連携懇談会の協議内容を報告し、今後予定している県との基本合意の案の説明をしたところでございます。

同年9月12日、県との庁舎共同整備に係る基本合意書の締結をしております。同協議書については、市議会議員の皆様方に文書で報告をさせていただいたところでございます。

令和2年に入りまして、1月21日、市庁舎問題等調査特別委員会におきまして、ビジョンの内容を改めて全般的に説明させていただいたところでございます。令和2年2月13日には、市庁舎問題特別委員会の第2回目ということで、要望のあった資料ということで、中期財政見通しとの関連、PFIによる県市共同事業の考え方、県市事務連携の根拠などについて、資料を提出させていただいたものでございます。

令和2年3月13日に、総務政策常任委員会におきましては、6月の債務負担に向けて、糀町庁舎のPFI手法による県市共同整備について、これは特別委員会の資料と同じものを使わせていただきましたが、改めて説明させていただいたものでございます。

令和2年3月19日につきましては、庁舎問題等調査特別委員会におきまして、追加資料等の御要望がございましたので、糀町庁舎整備等の事業の詳細、基本合意に係る議決の要否、あるいは県市連携の事例などについて、資料を提出させていただいて説明させていただいたところでございます。

これまでの経過でございますが、以上のとおりでございます。

裏面に行きます。裏面のほうには、今後のスケジュールを記載しておるところでございます。

令和2年の4月から5月ということで、県市で予算要求の予定をしております。4月16日、これが全員協議会、明日予定しております全員協議会で、これは実施方針と要求水準書、これまで重ねて申し上げてきまして、PFI事業の詳細として実施方針、要求水準書が固まり次第、皆様方には報告いたしたいということを重ねて申し上げてきたところでございますが、今般はそれが整ったところで報告を持たせていただいているわけですが、明日、全員協議会でそれらについて詳しく説明をさせていただきたいというふうに思っておりますが、そして、明日の協議会を経まして、それで、実はここでは4月17日というふうにしておりますが、これPFI法に基づくものでございますが、実施方針の策定の見通し公表というものを予定しております。

欄外に(2)番というふうにあります、PFI法で事業を実施するに当たりまして、実施方針を策定し公表すること、これも決まりがありますが、併せて毎年度、当該年度の実施方針の策定の見通し、要するに、こういうような事業を今年度は予定しておりますよということを公表することとなっておりますので、この公表、策定の見通しの公表というのを17日に予定しております。

ただし、実は米印の1番に書いてございますとおり、今は非常事態宣言が発せられているように、県市の事務もかなり影響を受けております。日にちが入っているものもございますけども、若干のずれが生じたり、そういうような事務日程がずれるようなことはあり得ると思っております、その点については承知をいただきたいというふうに思っております。

4月の21日でございます。これも若干ずれが生じるかもしれませんが、実施方針要求水準書案の公表を……。

(「簡潔に、簡潔に」と声あり)

はい、わかりました。

それと、公表いたしまして、実施方針・要求水準書に関する説明会や現地見学会等の開催、これもコロナ感染症の影響等も受けることもありますが、一応は予定をしております。

4月の21日から5月の12日まで、質問の受け付け、意見の受け付けというようなことになっております。

6月上旬には質問回答を公表する、6月中には予算案として、債務負担行為を議会に上程を予定しているところでございます。

6月下旬には予算審議、7月中旬には特定事業の選定という、このPFI法にのっとった手続に入ります。

7月中旬には募集要項等の公表、7月から8月にかけて質問受付及び質問回答の公表ということで、9月、10月には参加表明及び資格確認申請の受け付け、資格審査結果の通知等を予定しております。

11月に応募書類の提出期限としておりまして、令和3年1月に優先交渉者の決定・公表、同年2月には基本協定、これは米印の4番に書いてあるように、PFI事業に当たって審査の結果最優先交渉を得た企業グループがSPC、これは特別目的会社というふうないうんですが、を設立することとなっております。企業グループと県市の間において、S

PCの設立や事業契約締結に向けた作業手順やリスク分担などの基本的な事項を定めた協定を取り交わすこととなります。こういったものを2月に締結する。そして、順当にいけば令和3年3月に事業契約に係る議会の議決をいただいて、本契約ということで予定をしております。

繰り返しになりますが、現在のところの予定でございまして、いろいろ新型コロナウイルスの対策やそういうもので事務日程が若干ずれるようなこともあろうかと思いますが、その点については重ねて御承知をいただきたいと思っております。

続いて、以下の資料について、東森のほうから説明させます。

**○戸田委員長** 東森課長補佐。

**○東森調査課行財政調査担当課長補佐** そういたしますと、続く資料の2から5までについて御説明をさせていただきたいんですけれども、詳しくは明日の全員協議会において説明をするということで、本日は資料の説明ということにとどめさせていただきたいと思っております。

資料の2と3につきましては、それぞれ、これから公表を予定しております実施方針の概要と本編と、資料の4と5がそれぞれ要求水準書の概要版と本編と、こういった組み合わせで作ってございます。

まず、前提として、今回のPFI事業の全体像について、少し説明をさせていただきますと、今回のPFIは市と県の庁舎の共同設置のほかに、県の総合事務所の既存棟の改修でありますとか、それからエネルギー棟の解体撤去、それから、その後10年間にわたる維持管理が含まれております。これをひっくるめて今回のPFIとして、公募をかけるような予定にしております。このうち米子市の新棟の持ち分に係るところを、市はサービス購入料として購入をしていくと、こういう流れでございまして、ですので、今回お示ししております実施方針・要求水準書にはこれら全てのことが記載をしてありますが、米子市としては、新棟の米子市持ち分の部分に関係してくるといったところでございます。

まず、実施方針でございまして、これはPFI法に定めがあるものでございまして、事業の目的、それから事業者募集に関すること、それから施設の立地ですとか、あと事業者の責任分担や紛争処理に関することを定めて公表するものでございまして、また、要求水準書というのは事業に求める最低限の水準を定めるものでございまして、民間事業者さんは、ここに記載された水準を満たす限り、自由に提案することができます。また、今後、県や市が求めるサービスが十分に提供されているのかというところを確認していくための、いわゆるモニタリングにおいても重要な役割を果たしていく書類ということになってまいります。

詳しくは、明日の全員協議会において、この内容について御説明をしていく予定にしております。以上でございます。

**○戸田委員長** 以上で、当局のほうから説明がございました。

各委員さんから御質問がありましたら、承りたいと思っております。

又野委員。

**○又野委員** そうしますと、これまでの経過とスケジュールについて、説明が細かくあったと思いますので、そのことで最初聞きたいと思っております。

先ほどもあったんですけども、スケジュールを見直す可能性があるということで、確か

に民間事業者のことも書いてあるんですけれども、米子市や鳥取県のほうの新型コロナの対応で、結構大変な時期だと思います。庁舎問題も重要だと思うんですけれども、今はこちらのほうに態勢を集中、今いろいろとされているところですので、今回の要求水準書、これもずれるかもしれないということなんですけれども、公表が、実際に庁舎問題についてもできればしっかりと審議していきたいと思いますので、米子市のほうからでも公表を延期とか、そういうようなことを要望されたりはしないのでしょうか。

**○戸田委員長** 当局、答弁は。

塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 今のところ、米子市のほうから延期なりという、要望することは考えてはおりませんが、やはり又野議員がおっしゃったとおり、民間の事業者さんも事業活動に非常に大きな影響を受けておられるということに聞いておりますので、公表後の質問の受け付けや応募までの時間を十分に取るとか、そういうような形で配慮をするような形を今のところは考えております。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** その期限を延期するというような話が出たと思うんですけれども、公表の後に、説明会とか現地見学会が、これも延びる可能性もあると言われてたんですけれども、これこそ今は避けるべきことなのじゃないかなと思うんですけれども、それを考えると公表自体も延ばしたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、こちら辺の説明会とか現地見学会とかは、県のほうとしてどう考えているとか、何かまだ連絡はないのでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 現地見学会でございますが、状況次第では取りやめるというようなことも検討しております。それと、取りやめることは検討しておるんですが、いろいろネットやそういうもので、きちんと回答するような環境を整えたり、そういうことというのは従前もやっておりますが、そういったことで対応を、代替対応をするような格好も一つ考えておるところでございます。

**○戸田委員長** 又野委員。

**○又野委員** 取りやめるというよりは、きちんとしたものをやはりつくり上げていくためには、時期をやはりずらしてでもやったほうが良いとは思っています。そう考えると、今回の公表から説明会、現地見学会も延期を要望したほうが良いとは思っていますけれども、結局実施方針とか要求水準書を公表するとなると、今回SPCでしたね、企業グループでつくることになると思うんですけれども、その幾つかの企業がやはり協議をするような場をつくっていくことにつながると思うんですけれども、そうすると、それ自体もネットで協議すればいいとかがって話になるかもしれませんが、いろいろ報道を聞くと、ネットで会議をどんどん進めているところでも、食い違いが出たりすることがあるので、何回かに1回は実際に集まって話をしないとなかなか進まないという、こういうような会社がやはり通常の業務でもあると聞きます。この新しいものを何かつくり上げていくとなると、余計な話がかまならないというか、実際に会わないと食い違う部分があったりするので、そういうような場面をやはり避ける上でも、今回の公表、そういうような場面をつくる機会を与えてしまうと思いますので、やはり延ばすべきだと思うんですけれども、

そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○**戸田委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** 御意見、ごもつともだと思っております、SPCのそれぞれ参画を予定しておられる企業さんが十分にそういったような話し合いができるように、十分な期間を設定したいというふうに考えております。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 期間を設定するのではなくて、公表してしまうと、そういう準備に企業がかかりかかるとするのは十分考えられることだと思うんです。そうすると公表自体も延ばすべきなのではないかと思うんですけれども、そこら辺は。

○**戸田委員長** 塚田調査課長。

○**塚田調査課長** 公表後の準備期間をしっかりと取ることで対応できるのでないかというふうに考えております。

○**戸田委員長** 又野委員。

○**又野委員** けさの新聞でもあったんですけれども、公共事業の中断要請が700件もあったということで、その中で工事ですね、建設工事などが100件、測量、設計などの業務が600件ということで、測量、設計とかの業務のほうを中断してほしいという要請がすごくあったというような報道がありました。やはり、それにつながる、公表するとやはりそういう設計がどうなっていくのかとかっていう話にも当然企業間なってくると思います。そうなると、企業もできるだけ早くどのようにしたいか、着手したいというのは心理としてあると思うので、やはり公表自体も延ばしていく必要があると私は考えますので、これは要望というか、意見として申し上げておきます。以上です。

○**戸田委員長** ほかにございませんか。

遠藤委員。

○**遠藤委員** 私は、この庁舎の整備事業になっていきますけども、このもの自身の、議会でも大分議論してきたんですけど、はっきりしてないと思っているんですね。つまり、議会との合意を得られてない、この事業については、こういう私は観点で質問させていただきたいと思うんですけども、3月議会でもこの問題を取り上げました。つまり、この事業というのは事務としての法制上、どのような事務に当たるんですかと、こういうことを再三にわたって私は質問しているんですけど、明確な、しかも正確な回答になっていません。

重ねて伺いますけども、自治事務としての法制上、どのような事業としてこれをおやりになるか、こういうことになつとるんですか。その上で、議会との合意を得られているというふうな判断に立っておられるんですか。この2点について伺います。

○**戸田委員長** 辻総務部長。

○**辻総務部長** 自治事務の法的根拠ということについてでございます。遠藤委員さんのほうがよく御承知かと思えますけれども、普通地方公共団体は、地域における事務を処理するということが、地方自治法の第2条第2項に定められておりました、おおよそ地域における公共性のある事務を処理できるというふうにされております。

今回、我々が糺町で庁舎を建設していくということにつきましては、この自治法の根拠はここにあるかというふうに、基本的にはここにあるかというふうに思っております。普通地方公共団体の事務所、事務室の整備は公共性のある事務でございます、さらには、

普通地方公共団体の長の事務処理権限に属する事項であるというふうに考えておりますことから、この庁舎整備は市長の権限の範囲で考え行うものであるというふうに考えております。

また、その議会の合意ということについてでございますけれども、これにつきましては、最初に塚田課長のほうが御説明いたしました、資料1の経過ということで御説明ということについてはさせてきていただいたところでございます。ただ、その合意ということにつきましては、その都度都度様々な御意見を賜りながら調整をしてきたところではおりますけれども、最終的には一つ、6月の債務負担行為の予算案というところで、皆様のお考えというのをお諮りさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ぐるぐると回っていると思いますね。今の総務部長の発言は、地方自治法第2条における規定の中にあるという説明されていますね。しかし、3月議会のときには、行政実例を出して紹介されていますよね。30年の12月の16日の行政実例を。これとは全く違いますよね、内容が。委員の皆さんもこの行政実例というものを目にしておられるかどうかわからんから、僕はできれば、今日は委員長ね、この資料を出してもらいたいと思う。

それと、今の総務部長の説明した地方自治法の2条、その規定があると言われる。僕は地方自治法2条の規定というのは、それぞれ県、市町村の仕切りがつくってあると思いますよ。事務の仕切りが。むやみにその仕切りを越えて、金のやりとりをしたり、事務のやりとりをすることは禁じていると思いますよ。それが地方自治法の2条の規定ですよ、あれは。地方団体としての県、市町村の事務をどういうふうに定めるかっていうのがあれに規定がされてあって、そこに市長の権限は載っていませんよ。私は、そういう、その時々にもいろいろと理由をつけて、目先を変えるような説明になっていますけれども、3月の時点での行政実例と今の説明と合いますか、現実には。3月の行政実例はどう書いてあるふうに言っておられます、副市長を含めて。これとこの事業とが合いますか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えさせていただきます。今、総務部長が申し上げたのは、庁舎の建設、調達という行為が何に基づく、どういう性格の事務なのかということについて、まずお答えをしております。これは改めて申し上げるまでもありませんが、米子市が米子市の行政事務を行うために使用するために使用する庁舎を調達する。今回PFIという、従来ない手法を取るわけでありましたが、これは米子市の固有の事務であります。これはもう明らかであります。そして、それは米子市の権限において行うことだということを申し上げたわけでありまして。

一方で、各自治体がそれぞれの権限、役割、先ほど引用させていただきました自治法2条というのは、今、遠藤議員もおっしゃいましたが、各自治体の役割、その分担といたしまししょうか、これを定めたものであります。そして、その役割が定められた上において、それぞれがそれぞれの主体、役割を持ちながら、より行政事務、あるいは住民サービスの提供を効果的・効率的に行うために連携協力していくということ、これを否定しているものではありません。したがって、今回もそうでありまして、県は県、市は市の庁舎を建設するという、それぞれの権限、事務を持っているわけでありまして、それを軌を一にし

て、一緒に共同で協力してやりましょうということを進めているということでもあります。したがって、3月に答弁の中で引用、あるいはお配りした行政実例というのは、そういった、それぞれの役割分担に位置づけられている事務であっても、連携協力することができるという実例をお示ししたものであります。遠藤委員のほうからは、その際にも、いわゆる連携協約と、これは平成26年の自治法改正で新たに設けられた制度であります。連携協約というものを結んで、事務を進めるべきではないかという御指摘がありました。26年の自治法改正以前から、そして自治法の改正以後においても、連携協約という手法をとらなくても連携、協力といいたいまいしょうか、共同で業務を行うことは可能だという実例を行政実例でお示ししたというところでもあります。

繰り返しになりますが、今回の米子市の庁舎の建設というのは、あくまでも米子市の事務であります。ただ、鳥取県とそれぞれの主体性を残しながらといいたいまいしょうか、主体性を位置づけながら協力して一緒にやろうというものであります。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員さん。

**○遠藤委員** 副市長、僕は本当にあなたの今答弁されたことは、今までも3月議会で答弁されたこと聞いたとすると、どういう立場で副市長をやっておられるのかというのは、非常に疑念を持って私は聞いたんです。行政実例は、僕は委員長、これは資料を出してもらいたいと思います。

**○戸田委員長** ですから、今、遠藤委員さんにお話今求められましたので、当局のほうに提出されますかっていうことをちょっと伺いたいと思います。

提出されますか。

ちょっと、暫時休憩します。

**午前10時29分 休憩**

**午前10時36分 再開**

**○戸田委員長** それでは、委員会を再開いたします。

それでは、行政実例について、当局のほうから説明いただきたいと思います。

辻部長。

**○辻総務部長** 基本合意の締結ということについて、議決ということの要否というような観点での御質問という中で、3月議会の中では、行政実例には2つ以上の普通公共団体が共同して事務を行う場合には、必ずしも協議会の設置や事務の委託によることなく、事実上の協議により対応することができるということの例示といたしまして、この行政実例というのを挙げたところでございまして、左の下でございますけれども、2つの県が国に事務委託をする場合ということで例示してございます。A県とB県とが共同して両県の境界を流れる河川に関する調査、または工事の執行を国に委託するに当たり、その経費の負担、委託契約の締結、事業報告、その他の事務について両県が協議するときは、第252条の2の適用があるものとして規約を定め、協議会を設けなければならないかということの答えが、協議会を設けて処理することも差し支えないが、事実上の協議の上、別々に国との間に契約を結ぶこともできると記載してございます。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この行政実例というのは、国に対して両県が委託契約をすることを指しているんじゃないですか。あなたはそのことを3月議会で説明されていますよね、同じことを。



委託契約を両県がする場合には、必ずしも252の協議会を設立する必要はないんだというふうに行政実列にありますと書いてある。これは委託契約でしょう、国に対して両県が、工事の。今回米子市がやる県との糶町事務所の事業は合同で共通する行政財産をつくるということだよ、共同で、事業主体となって。本質が全く違うんじゃないですか。県と市が共同で事業主体となって一つの行政財産をつくり上げる、このことと国に対して委託契約をするということは、事務が本質的に違うんじゃないですか。同じなんですか、これは。

**○戸田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 全く同じかということになれば、これは同じではありませんけれども、類似するものとして御紹介させていただいたところでございます。議決が252の2により必要かどうかということの観点におきまして、こちらが参考となると考えたものでございまして、先ほどの説明ともかぶりますけれども、県と市がそれぞれに糶町におきまして、自治事務といたしまして、庁舎を建設すると、1つのところに2つの自治体が庁舎を建設するといった意味の事業におきまして、ここにありますような議決が要るようなものではないというふうに考えたところでございます。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 自分たちがやるということに対して注文つけられたから、それをどういうふうに退いていくかというような、詭弁を使うような答弁を公務員の立場でやっていいんですか。あなたは、今私が申し上げたこの行政実例というものと、県市が共同でやる庁舎建設というものの事業が本質的に違うということをお認めになったですよ。その上で、しかし、行政実例にはそういうことが書いてあるんで、それを引用したと、これ、まさしく詭弁でしょう。私は、そういうことが本当に行政の機関であったり、公務員であったり、皆さん方が公に議会や市民に対して説明するスタンスなんですか。共同で事業主体になってやるということと両県が国に対して委託契約をするというのは本質的に違うということをお認めおられる中で、なぜそれを引用されるんですか。私は、もう少し素直に、この共同でやる庁舎建設は252の連携事務として取り扱っていくべき内容のものだと明確にされたほうが正しいんじゃないですか。何にそうこだわられるんですか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 今お配りした行政実例でございますが、事実上の協議の上、別々に国との間に契約を結ぶことができるというのは、これはすなわち、それぞれの県の個別の事務として、これを締結することができるという解釈でございまして、実は今、遠藤議員はこの庁舎建設に関して、連携協約とすべきだというふうにおっしゃいましたが、実はこれ、令和2年3月の県議会でも同じような質問がありました。平井知事がお答えになったわけですが、県市による庁舎の共同整備が自治法に定める連携協約252条の2に該当するもので、議会の議決を要するのではないかというような御質問があったようでございまして、この質問に対して、知事の言葉を引用させていただくと、たまたま隣にあるから全て事務は共同だということはいささか自治法の議論としてはどうかということで、疑問を少し呈された上で、米子市役所である庁舎は、自治法2条に基づく米子市の自主的な管理に関わること、これは米子市の事務であり、米子市議会や市民の皆さんでよく議論してもらえばよいというふうにおっしゃって、この庁舎の共同事業を県市が共同で整備に当たるものの、米子市固有の事務であるということの見解を示されております。これは私どもも全く同じ

考えてございます。以上でございます。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は、知事がそういうふうに説明しているから、それで全てが正しいんだということにはならないと思いますよ。252の条文を読むと、連携して事務を行うことはできるというものの、規定の意味は、それぞれの庁舎を造るときには、それぞれが自分のお金で庁舎を造るのが当然であるわけなんです。これは地方自治法の2条を伊澤副市長が説明した内容とは、そのとおりなんです。

ただ、今回の場合は共同して行政財産を一つにして、それで行政の事務をそこに当てはめようと、こういう流れでしょう。本質が全く違うと思いますよ。個々に庁舎を糶町事務所のある敷地に米子市が単独で建てて、建物を別にしてやるというなら話は別ですよ、これ。共同の一つで一体的なものにして財産として扱うということをやるということでしょうか。これは本質が違うんじゃないですか、庁舎の事務の扱いとしても。だから問題にしているんですよ。

その上で、なぜそこにそういうものをつくるかということになったときに、都市整備部を張りつけて、行政との一体感、県の行政との一体感を図ると、こういうことでしょうか。次に生まれる合同庁舎の意味はそういうこととつながっているでしょう、意味が。支出がそういうふうになってくると、連携協定というものの事務の内容につながっていくんじゃないですか、法律上。

なぜそうしなきゃいけないかと、金の出し方の問題なんですよ、これ。市が単独で建てるなら単独で金を出してくれれば、つくことはできますけども、共同事務に対して金を出す方法はほかに何かあるかといったら連携事務しかないでしょう、協定上。それをつくるしかないでしょう、出す根拠を。今度6月に債務負担行為をのせるっていう話なんですけど、その根拠は、連携事務に基づいて事業をやるから、債務負担行為という予算の措置も出てくるんじゃないですか。単なる知事が答弁されている意味が私ははっきりわからんけども、共同で庁舎を造って、その中に都市整備部を入れて、行政の一体化を図るということは、まさに連携事務じゃないですか、これは。だから、必要なのは連携協定なんですよ。それがこの合意書でしょう。この合意書というのは何ですか、ほんなら。もっと僕は素直に受け止めて説明されるべきだと思いますよ。間違いが起こってきたことは、間違いが起こってきたとはっきり認められたらどうですか。9月の12日に締結して、議会の議決をしてこなかったと。このこと自身について、間違いであったと認められたらどうですか。強引過ぎますよ、あなたのやり方は。どうなんですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 議員の御指摘は、いわゆる連携事務として連携協定等を結ぶ必要があるのではないかと御指摘だと思います。これは3月議会でも同じ趣旨の御質問がありまして、御答弁申し上げました。重ねての答弁になって大変恐縮ではありますが、いわゆる連携協定等の連携事務と位置づけて、ある意味やるということは、これは方法として先ほど御紹介したとおり、最近では平成26年に自治法が改正されまして、連携協約といったような新しい手法も盛り込まれたと、こういう経過があることでありますので、そういった流れの中でお考えになること自体は受け止めさせていただきたいと思いますが、一方で、その際も御答弁申し上げましたが、連携事務というものは、いわゆる行政サービスの提供で

すね、行政事務といいたししょうか、これを継続的に一定のルールの下で、例えば権限を委ねたり、あるいは場合によっては共同でやることを義務づけたたりすることを、一定期間継続的に一定のルールの下でやりましよう、その大綱といいたししょうか、基本的なルールの考え方の根本的な定めを連携協約といったようなもので定めて、したがいまして、それはその協約の内容に将来にわたって拘束される部分がありますので、議会の御承認もいただいた上でやろうということでもあります。

もちろん、例えば庁舎の整備等についても、今後、例えば県と市がすべからく庁舎や公共施設の整備に当たって、連携を基本として、あらゆる場合に次々と庁舎等を共同で建ていく、そういうことの検討を進めるということを今申し合わせるのであれば、議員御指摘のように、例えば連携協定といったようなものを結んで、そういう大綱、大きな基本方針を定めて、その基本方針の下でそれぞれの自治体が共同連携の取り組みを進めていくということが出てくるわけではありますが、現段階ではそこまでは我々考えておりません。今考えておりますのは、従来から御説明しているとおりに、第2庁舎の老朽化、そして耐震が備わっていないという問題に対応するために、この第2庁舎は廃止して、それに代わる施設として軌を一にして整備される鳥取県の西部総合事務所の新しい棟、新棟、これの整備と米子市の靴町庁舎の整備を一緒に、合築といいたししょうか、一緒にやることで経費の削減なり、あるいはPFIといったような新しい手法を取り組むことで効率的な整備を図っていくという、この事業のみを単体でやろうということでもあります。したがいまして、今の状態で連携協約を結んで、将来にわたってずっとその方針でやっていくという段階ではないというふうに考えておりますので、従来からこの業務について検討を進めて、そして、その経過も議会で御報告しながら進めさせていただいているということでもありますので、そのように御理解いただければと思います。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね、そういう説明ではなくて、僕が聞いとるのは、共同で行政財産としての庁舎を造るんでしょう、県と市が。共同管理するんでしょう、共同執行するんでしょう。行政財産の庁舎というものの共同管理、共同執行でしよう、これは。連携協定というのはそのことを言っているんじゃないですか。連携協定という中身は、共同で管理し、共同で執行することを言っているんじゃないですか、法律を読むと。だから連携協定というものをやっていかなきゃできない、しかも、そういうところに対してお金をそれぞれの財布から出そうとすれば、そういう根拠をそこに求めていかなきゃいけない。本来なら、26年の段階で地方自治法が改正されるまでは、そういうこともできなかったわけですよ。できてないでしよう、あんた首振つとるけど。どげして財布から金出すの、あんた。根拠のないものに。

私はそういうことから考えたときに、この合意書なるものがそれに値するんじゃないかと思うんですよ。しかも、合意書の中身、どう書いてありますか。縣市が共同になって庁舎を造り建設していると、こう書いてあるでしよう。その造った暁には共同で管理するということでしょう。言葉の中でも明確に書いてあるでしよう、共同管理し共同執行するという。その場合には連携協約だよと、何でそれが素直に受け止められんですか。そういう状況になって、合意書というものがそういう連携協定に基づく内容で協定をしたと、こういうふうの流れが出てくれば、私はそれがいいか悪いかというのは別にしても、理論的に

は成り立つと思いますし、合法的だと思いますよ、そのほうが。しかし、それとは全く別のもんだと言い張られるから、ややこしいことになってくるんじゃないですか。

私はこれを本当に大事な問題だと思っていますよ。しかも、6月に債務負担行為をもって金を出すということまで議決を議会に求めるということになれば、その根拠は何かということになってくる。連携協定で合意書をつくったんで、それに基づいて債務負担行為に入りたいというなら、筋が通るんです、これは。それではありませんということと言い張っておられるということは違法行為だと思いますよ、これは。違法行為は裁判所にかげなかったら判断出んけども。僕はそういうもっと当たり前のことの議論が何でできないのかと思う。

それから、伊澤副市長ね、あなたは第2庁舎の問題との関連でこの糺町事務所を造ると今も言われたけど、前も説明された、同じことを。第2庁舎を廃止するということによって糺町事務所を造るという流れを言っとられるけども、第2庁舎に入っている行政機構はどこに行くんです。糺町事務所に行くのは都市整備部でしょう。何の関係がありますか、これ、糺町事務所と第2庁舎が。全く関係がないじゃないですか、ビジョンの中で見ていると。全く矛盾していますよ、説明が。

それと、何で西部県税事務所をこの市役所の中に入れられないんですか。何で都市整備部を今言った糺町へ持っていかないんですか。今のままでいいじゃないですか。何で県税事務所を米子市役所に入れて、都市整備部を糺町事務所に持っていく、何でこんな不都合なことが起きるんですか。そういうやらなきやならない理由は一体何なんですか。改めて伺います。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、連携協定の問題であります。先ほども御説明いたしましたので、重ねてになります、恐縮であります。議員は26年より前にはそういった連携ができなかったというふうにおっしゃいますが、それは我々の認識あるいは一般的な解釈とは違うと思っております。先ほど、本質が違うという御指摘がありましたし、一見確かにそう見える部分もあるのかなとは思いますが、先ほどお配りした行政実例もそうではありますが、それぞれの自治体はその自治体の主体事務として、その事務を執行する際に、連携協力してやるということは、従来から法律的には一切それを禁止するものはないわけでありまして、ただ、それをどういうやり方でやるかということで、従来からいろんな方法があったわけではありますが、その契約の本質が少し違うのかもしれませんが、例えば事実上の協議で約束を決めて、その一つの契約を結んでいくといったようなことは従来からできたわけでありまして。ただ、これも議場で繰り返しお答えしておりますが、少子高齢化による人口減少という流れの中で、行政の効率性がより一層求められてきているという大きな流れがあります。今日的には2040年問題と呼ばれるものに我々直面しているわけでありまして、そういった流れの中で、国においても地方自治法等の改正を行って、より円滑に、従来できなかったわけじゃないんだけど、より円滑にそういった連携事務ができるような環境を整えるという趣旨で、平成26年の自治法の改正も行われております。その前提の議論は国の地方制度審議会等で行われておりますので、必要があればそういった詳細な資料もお示しできると思っておりますが、要点はより円滑に実施できる制度ができたということであって、従来からできなかったことをできるようにしたというものでは決してありません。

したがいまして、連携協約を結ばなければ一切の連携協力ができないということではなくて、先ほど申し上げたとおり、ある行政事務なり行政サービスを継続的に将来にわたって、複数の自治体が一定のルールの下で一緒にやっという、あるいは一緒にやっというような取り組みを進めていこうという際に、より円滑にできる、つまり、それを基本的な連携協約という形で基本ルールを定めることによって、より円滑にできるという環境を整えたものが連携協約と呼ばれるものであります。

繰り返しになりますが、今回はその連携協約の活用の可能性ということを否定するわけではありませんが、あくまでも糶町に庁舎を整備するという一つの行為を一緒にやろうというふうに考えておまして、それが将来発展して、あらゆる行政サービスについて連携していこう、あるいはあらゆる庁舎整備について連携協力の下で、県と米子市とでやっというということになれば、そのルールを連携協約、これは俗にわかりやすく言いますと、国と国とでいう条約だというふうに言われておまして、いわゆる自治体と自治体の条約に相当するようなもので結んで、当然それは将来にわたって拘束される部分がありますので、議会の議決も経て行わせていただくということを考えますが、現在はその段階ではないということをご理解いただきたいと思っております。

それから、2点目は糶町庁舎の整備について、その出発点が第2庁舎の老朽化、耐震問題ということだという答弁についてであります。これは重ねて議場でもお答えしているとおりであります。当然、今第2庁舎に入っている機能をそのまま糶町に持っていくという選択肢もあるわけですが、それでは、ちょっと言葉は適当じゃないかもしれませんが、第2庁舎が少し遠くに移るだけということに終わってしまいます。

我々は2040問題に代表されるような今後迎える社会の大きな変化に対応すべく、行政をいかに効率的にやっというか、その観点の中に当然他の自治体、県もそうありますが、これといかに連携協力していくかということを考えております。その観点で、これも既に議場でお答えしましたが、類似の業務を一緒にやっという、特に専門性が求められるもの、あるいは一定の経験や技術が必要なものについて、県と市の垣根を越えて、一緒にやっというところは一緒にやっという、それはいわゆるノウハウ、人材育成とかノウハウの蓄積、あるいは人材の確保といった点でも有効だろうという考え方を持っておりますので、この庁舎の再編の際に合わせて、都市整備部と県の県土整備局、そして、税の部分についても同じであります。税の部分についても、税目は違ってもやる事務の類似性は非常に高いわけがありますので、それを一緒にすることで、あるいは近接設置させることで住民サービスの向上につなげていこうと、このように考えて、庁舎整備と併せて行政の再配置ということをお考えたということになります。これは以前から議場でお答えしているとおりであります。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね、あなたは今るるお話しになったんですけども、我々は、資料にあつては、県市連携による効果という説明資料がありますね。庁舎の糶町事務所に当たって、公営住宅の情報提供や入居相談等の共同実施、住民からの環境改善要望への柔軟な対応、将来におけるインフラ投資の効率化、災害時や助成金における機動性の確保及び向上、個人及び法人向けの総合的な税務相談の窓口の設置、収納スキル向上のための合同研修開催、これらは8億円かけて庁舎を造らなきゃできないんですか。これは定期的に県市と協議し

て、各部門が、行えばできることじゃないんですか。こういうために8億円の糶町事務所が必要なんです。その客観性というものについての説明がないですよ。なぜ糶町事務所に8億円かけて、これらの事務のためにそこに都市整備部を置かなきゃならないのか、具体性が見えないじゃないですか。どういう現実の事務の滞った状況が起こっているんですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** これも重ねての答弁になりまして大変恐縮なんですけども、庁舎の整備の問題は、繰り返しになりますが、第2庁舎の老朽化という問題が一つ大きくあります。これも以前も議場でお答えしましたが、第2庁舎は耐震がないことから、これを耐震整備し、延命化するというをやろうとすれば、これは詳細な設計あるいは耐震調査そのものをまだしていませんので、その結果によって違ってきますので、非常に概々算といたしましうか、大きなつかみのイメージで捉えていただく数字であります。おおむね10億程度の経費が延命化のためにかかります。そして、延命化したとしても、本体自体は古くなっておりまして、二、三十年、30年程度しか使えないだろうということ、そして、その間に借地期間を踏み越えてしまうという問題、これもずっと議場でお答えしてきたとおりであります。この問題に対応すべく、庁舎の再編、庁舎の再編はこれ、本庁舎の問題もありますので、それだけで議論、検討しているわけではないということは庁舎の再編ビジョンの説明の際にも申し上げているところであります。1点、第2庁舎の問題に限れば、そういう視点があります。そのために、より安い経費で新築整備ができる方法として、糶町に合同で庁舎を整備するという方法を考えたということでもあります。その経費が今おっしゃった8億円、これも大概算、まだまだ大概算になりますので、決まった数字じゃありませんが、規模感としては8億円といったもの、そして、そういったようなことをお示しているということでもあります。それはそういうことでもあります。

繰り返しになりますが、その庁舎の再編整備と併せて、行政事務の効率化を配置をオペレーションすることでできないかという工夫として、どうせなら持っていくのを、単純に今第2庁舎にいる部局をそのまま平行移動で動かすのではなくて、工夫することで行政サービスの向上につなげることが、より一層の向上につなげることができるのではないかと。今この行政機関の再配置を併せて行うということを考えるということでもあります。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね、それは全く説明に値しないですよ。はぐらかしの説明ですよ、あんなの言っているのは。都市整備部を何で8億円かけて糶町事務所に持っていかなきゃいけないのかということを知りたいんですよ。今申し上げた6項目の内容というものが、糶町事務所に都市整備部を持っていかなきゃできない理由がどこにあるんですか。ここの今言った6項目の内容というのは、定期的に県市が、各担当課が、担当部が話し合っただけで協議して意思疎通を図ることが必要であれば、やれば済むことじゃないですか。床を一緒に、県の事務と米子市の都市整備部とが壁を一つにして肩を並べてできない仕事ではないでしょ、これは。8億円は無駄じゃないですか、こんなことしたら。何で米子市の市役所の中の都市整備部を出さないんですか。ちゃんとそのまま置いとけばいいじゃないですか。第2庁舎の問題だったら第2庁舎の問題で取り組めばいいじゃないですか。

しかも、県税事務所を何で米子市の市役所に入れにゃいけんですか。もともと米子市役所というのは県の仕事の事務所を入れる役所じゃないんですよ、ここは。誰が考えたって不自然ですよ、これは。ある意味では、この県税事務所を市役所に入れるっていうのは、僕は市長がこれを意図としてやったとするなら、僕は利益誘導に値するような形だと思いますよ、厳格に言えば。どんな意味があります、これ。

しかも、住民サービスの向上っていう言葉を使われたけども、分散化することによって、庁舎ビジョンの、いわゆる糶町事務所、ふれあいの里、そして今度は中町へのあれも含めて、あるいは職安跡も含めて、窓口の分散は住民サービスにとってはマイナスですよ、これは。今の時代は全部統合ですよ、窓口は、庁舎に関わる事務の内容でいけば。米子市だけが逆の方向に走ってますがな。何で市役所の仕事を県のそのとこに持っていき、8億円金も使って出し、何で県の仕事を市役所の中入れにゃいけんですか。こんなでたらめな話はないと思いますよ、僕は。それだけの必要性がどこにありますか。不要不急の投資じゃないですか、これは。その辺についてきちんと説明してみてください。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 重ねての御質問であります、ぜひおわかりいただきたいのは、庁舎の箱の問題といいたいでしょうか、これは第2庁舎の老朽化問題に代表されるとおり、非常に悩ましい問題であります。重ねて申し上げておりますので簡潔にいたしますが、そして、その底辺に底地が借地であるという問題が絡んでいるということでもあります。我々はこの問題、それは決してそれが不適切な状況だとは思いませんが、なぜならば、それはこの議場において、そういう方針でいこうということを決めてこれまでやってきているわけありますので、ただ、将来に向かっての持続可能性ということを考えると、やはりこれは改める方向で考えていくべきだろうと、このように考えて取り組んでいるところであります。

繰り返してありますが、第2庁舎の問題、その老朽化している、そして底地が借地で、そして耐震もなく、相当の経費を投資したとしても現位置での改築、そうすると借地を続けるのかという問題とつながってくるということから、やはり現位置での改修、改築は不適當だろうと、このように考えております。したがって、ここの問題について、どうしてもコストがかかるということは、これは必然であります。つまり、第2庁舎をじゃあ投げとけばいいのかということになりますと、今ほとんどの建物で耐震も終わりましたので、実は大きなもので残っているものというのは第2庁舎、あとは下水道部が入っている中央ポンプ場、これは下水のインフラという部分もありますので、庁舎という側面と中央ポンプ場をどうするのかという2つの側面はありますが……。

(発言する者あり)

いやいや、それで、そういうことを考えると、第2庁舎の問題について、一定のコストをかけて庁舎の整備を行っていかねばならないという事実は、これはぜひお認めいただきたいと思います。そうしないと、第2庁舎をそのまま投げておくということになります。そうすると、耐震がないままでいいのか、そして老朽化した建物をどうするのかという問題がありますので、それにかかるコストとして、今のところを整備するとすれば10億円かかると。ただし借地の継続になると。それよりは別の場所に建てると。そして、できるだけ安くやるということのほうを選択したいということを申し上げているわけあります。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね。あなた、本当に物をすりかえて、事実から避けとる。第2庁舎の問題の今の論理でいかせてもらおうと、本庁舎を用地のめどを立てるのを1年以内だという状況をつくっておきながら、これはできれば用地を取得して、そして大改修をしてやれば50年でも80年でも使えると、安くできると、そのほうが、あんた、そういつてらっしゃるんですよ、一方では。だったら第2庁舎も用地取得して、耐震改修すればいいじゃないですか、大改修を。安上がるんじゃないですか、そのほうが。

同じことが言えるんじゃないですか、本庁舎に対してはそういう方針を1年以内に出すということでしょう。できれば用地取得をして、現在地において、まだ使えるんで、この建物が、大改修すれば50年でも80年でも、議事録にちゃんとあなた載っています、中には100年とも言っていますよ、あんたは。使えるんじゃないかと。だから、新しいとこに移転するよりも、そのコストが安くてできると。だったら第2庁舎も同じように用地取得をして、耐震改修して、そこでやればいいじゃないですか、一体的に。何で8億円もあんた、糺町事務所に使わなきゃいけないんですか。組み立ての仕方としては、そういう組み立ての論だってあるんじゃないですか。

第2庁舎と糺町事務所が一体的に結びつくことはあり得ないと思っているんですよ、僕から見ても。あげくの果てに、糺町事務所の問題を、新庁舎のこの庁舎の問題の方向性が固まれば、内容によっては庁舎を県に売ることもすると、譲渡することもできると、こうまで書いてああですよ。そんな行政財産なんか切り売りをできるんですか、現実的に。行政改革の観点から見ても。県に対して、この糺町事務所が要らなくなったら県の補強の事務所として使えばいいわけだから、売ればいいんだと、これはどこから出てくる発想ですか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** まず、庁舎の問題についてはぜひ、これもたび重ねてお答えしておりますので、御理解いただいている議員さんも多いんじゃないかと思いますが、本庁舎と第2庁舎で決定的に違うのは、本庁舎は耐震がもう備わっておりますので、仮に延命化するとしても耐震工事が必要ありません。したがって、経費もそういった経費で済むということ、そして、非常に堅牢な建物でありますので、先ほど議員にも御紹介いただきましたが、例えば最低でも30年、40年、場合によっては50年となれば100年近く使えるということ、確かにそのとおりの答えをしました。

ただ、一方で、じゃあ、第2庁舎がそうかということ、実はそうじゃないということをお答えしたとおりであります。第2庁舎は耐震がありません。したがって、耐震工事をしなければならぬという大きな問題があります。これに相当の経費がかかるということ、仮にその耐震工事をしたとしても、いわゆる耐震前のといいましょうか、今の耐震基準の前に建てられた建物でありますので、その延命化には限界があると。結果として非常に割高の投資といいましょうか、割高の改修経費がかかるということでもあります。

そして、おっしゃるとおり、第2庁舎の敷地を本庁舎と同じように地主の方にお売りいただけないかということをお願いするという選択肢は確かにあるのかもしれませんが、仮にやろうとすると、第2庁舎の場合は建て替えということに恐らくなるんだろうと思っています。先ほど言ったとおりの、耐震がありませんので、耐震工事して20年、30年使うぐ



らいであれば、その経費を考えれば新しいものを建てるということも考えなければならぬ。ただ、その場合に、今の第2庁舎の入っている部局を建て替えの間、どこにおらせるのかという問題が次出てまいります。そういったことを様々考えた上で、そうであればということで今の方法を選択している、あるいは選択したいということで御提案申し上げているということをぜひ御理解いただきたいと思っております。以上です。

**○戸田委員長** 遠藤委員さん、御相談ですが、他の委員さんも発言を求めておられますので、まず、他の委員さんが発言をされて、その後に、また遠藤委員さんの発言ということではいけませんでしょうか。

**○遠藤委員** そういうことでいいですけど、もう1点だけは。

**○戸田委員長** じゃあ、遠藤委員。

**○遠藤委員** 副市長ね、あなたはこの本庁舎に対して、大改修に33億かかると言われるでしょう。これは庁舎ビジョンの中に数字は一つも盛り込んでないですよ。庁舎はこの維持をしていくだけでも33億がかかると、あなたは言っていらっしゃるですよ。耐震がしてあるから金がかからんという話じゃないですよ、これは。そういうことでしょ。そういうことを考えれば、第2庁舎だって、耐震がしてないからといって、それは金はかかるかしらんけども、そこで買い取ってやれば一体的な庁舎機能ができて、方法としてはいいじゃないかという案だってあるんですよ。糀町事務所というのと第2庁舎は、何しろリンクしてないんですよ、僕らが見ていると。

しかも、糀町事務所に都市整備部を持ってきて、今言った6項目のそういう業務の内容を8億円かけてやらなきゃという根拠はどこにもないんですよ、客観性が。不要不急のやり方なんです、これは。そのことを申し上げているんですよ。それを必要だ必要だとおっしゃるからややこしいことが出てくる。

僕は、原点に戻るけども、結局保健所だけの問題を県が新しく庁舎を造るということであるならば、それで済んだはずだと思うんだ。ところが、PFIというような事業手法を入れようとして、県も含めて、騒ぎ立てたから、じゃあそのPFI導入するには事業費を確保せないかんと、そうすると20億からの事業費を確保せないかんと、それは保健所だけの機能では県だけではできない、だから米子市を抱き込んだと、僕はこれが高じたと思うよ、この根本は。だから、そこにあんなへ理屈をつけて、都市整備部を持っていけばいいじゃないかとか、そして、そのためにはこういうような事務の改善ができるんじゃないかとか、そういうふうな流れをつくっていったんじゃないですか、これは本質的なことを言うと。だから問題が大きいんですよ、これは。委員長、後からやります、これは。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 私たち当特別委員会は、皆さんがお示しく下さいました庁舎再編ビジョンの内容、中身について市民としての目線でいろいろと検証し、また質問もしということが前提だと思っておりますので、私も幾つか何点か質問というか、意見も含めてさせていただきたいなと思っておりますけれども、私も自治法の、また自治体の法務に詳しいという方に実はちょっと勉強させていただきたいということで伺ってきております。その方がおっしゃるところによりますと、自治法上の連携協定というものについては、いわゆる行政サービスを連携して行うための基本的な方針や役割分担を定めるものがこの連携協定であるというふうに教えて下さいました。行政サービスそのものの連携をするので

あれば当然連携協定というものが必要があるという、そういう見解を教えてください。上で、例えて言えばということで私が考えているところなんですけれども、例えて言えば、この冬でしたでしょうかね、日野郡の除雪のことで、オペレーションの方が非常に少なくなってきたというし、また高齢化してきているということで、県の除雪の体制と、この除雪という行政サービスを共同して、連携して行う、町道も県が行ったりとか、県道を町が行ったりとかってというようなことが行えるように、この冬に行ったんだということを報道で知りました。そのような行政サービスそのものを行うときには、当然連携協定というものを行った上で、それぞれの役割分担等を決めて、サービスの協定ですからやるのだろうなというふうに思いますし、今後の人口減少とかを考えていった上で、20年、30年先ということを考えていくと、もしかすると、町村の例えば住民登録とかそういうような行政サービスがままならなくなるなどというようなことがもし起こってくれば、例えばそれを県が代行するなりとか米子市が代行するなりなどというようなことがもし起これば、そういうようなことは行政サービスそのものを連携するというのであれば、協約というものが必要だと思うんですけれども、そういう認識だというふうに私は伺って勉強してきましたんですけれども、そういうことでよろしいということでしょうか。これはまず確認をさせていただきます。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 今、今城議員がおっしゃったとおりでございまして、私、手元の資料にございまして、実は平成28年7月1日現在に、これは平成26年に新たにできた自治法上の連携協約という制度なんでございますが、それが28年の7月1日現在で協約数が120あるというふうに伺っております。その主な内容ですが、今城議員がおっしゃられたとおりでして、行政サービスそのものについての協約が主でございます。ちょっと御紹介をしたいと思います。まず、消費生活相談というのがあります。これが28件、職員研修が26件、情報基盤整備、これも鳥取県のICTの共同広域連携協約というのがあります。これは非常に連携協約の中で先進的な例ということで御紹介されたわけですが、これも含めたもので19件、障がい者福祉に関するものが7件、介護保険が4件、老人福祉が4件、調査研究に関わるものが4件、観光が3件、道路が3件、この道路というのは具体的にどういうものとか、そこまではちょっと把握はしておりませんが、こういうような状況でございまして、おっしゃいましたとおり、行政サービスそのものの連携を目的に交わされているということです。

それともう1点でございまして、私ども、今これは県市で西部の圏域、これからやはり人材不足、財源不足というのがやはり県市あるいは西部の自治体間の中では顕著になってくるという、そういうふうな思いを持ってございまして、これから先でございまして、これから先はやっぱりこういう西部圏域の住民生活を支えるための仕組みとして、今は県市でございまして、これが今城議員がおっしゃったように、西部の市町村がこの動きに参画するようなことは出てくるんじゃないかというふう感じておるところでございまして。以上でございます。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** 私も将来的なことを考えると、やっぱりそういうことも必要になってくるんじゃないかなというふうに思っております。それに伴って、先ほど副市長もおっしゃっ

てくださいましたが、まず、庁舎のこの県との共同ということについてなんですが、まず、先ほどおっしゃってくださったとおり、私もこのビジョンの中で、まず第2庁舎の老朽化と借地の問題と借地の期間の問題とっていうことで、最終的に第2庁舎は廃止をするという方向であるということについては、様々な角度からいろんな御意見もあると思うんですけども、これは将来的なことを考えると、やはり負の建物というんですかね、負の箱物を幾ら持っていたとしても将来によいものはないと思うので、これについては同意をするっていうのは以前からお話をしていたことだと思うんですけども、じゃあそれに伴ってっていうことで先ほどのお話を伺ったところで、私のイメージの中とかいうか、いうふうに思うところなんですけれども、県がまず保健所等の建て替えが必要であるということ、まず先行して建物の改修もしくは新しく建設をするということ、打ち出された、検討されたというところで、うちも機を同じく先ほど副市長おっしゃってくださいましたが、機を同じくそのようにするという、うちも考えんといけんわっていう話になったときに、県が建てられるもののある部分をうちが買わせてくださいなんていう、ちょっと言い方はおかしいんですけど、部分的に買わせてもらえませんかという話を、使わせてくれませんか、買わせてくれませんかという、権利を買わせてもらえませんかというイメージを私は持っているんです。ただ、私たちが使い勝手のいいように、建てなあとときから一緒に話し合いをさせてもらいたいんですわっていう話の中でこの話が進んできたっていうふうに私は思っていて、そういう中で、この共同の建物をそれぞれの自治体が建てるべきところを建てたものを買わせてもらいたいですって、だけど、使い勝手のいいように意見も言わせてもらいたいですっていうことを今しているんじゃないかなというふうに私のイメージの中では思っていて、この共同としての建物として、持ち分であったり、また応分の負担をするっていうことは当然のことだと思うので、維持管理も含めて、応分の負担をするっていうことについて、今進んでいるんじゃないかなというふうに私は認識しているところなんですけども、これの考え方っていうのは間違っていないですか、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** おっしゃるとおりだというふうに思っております、先ほど来の話になりますが、県市の固有の事務として整備は進めていきますが、建物としては1つでございますので、やはり県市で応分の負担を、建物の維持に係るものは、イニシャルですね、まずは建てるもの、それと今後の相当期間の維持に係るものを応分の負担を県市で分けて負担をしていきたいと思いますというので、別個の事務ではありますが、やはり建物が1つだということで、そういうような約束事を交わした上でやっていきたいと思いますというので今調整を図っているところでございます。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** そうしますと、今、糶町庁舎のほうには都市整備部のほうが入っていくというふうに私たちはビジョンも含めて承っているところなんですけれども、これまでもいろんな形で、再編とかっていう形ではなく、例えば道路っていうようなとか河川とかっていう考え方からいうと、いつも我々が議会とかでも皆さんにお願いしたりするのは、市民の皆さんにとってみると、どこからどこまでが市のもので、どこからどこまでが県のものですかという線引きはしてありませんよって。見てわかるのは専門家である我々、我々というか、市の当局であったりとか県の皆さんだったりとかするしか道路のことはわかり

ませんって。私たちもあそこの側溝がねとか、あそこの道路がねと言われてたりするときに、実はそれは県なんだっていうことが、皆さんにはわからなくて、私たちもわからなくて、市の当局に言ったら、いや、それは県ですって言われてたりして、連携していきましていうふうになっているのが今の現状で、そこをどうにかうまい具合にならんもんですかねっていうのはこれまでも何回か言ってきたりしているところなんですけれども、今後、例えば糺町庁舎に同じような業務が、場所としてあるということで連携がより密になるっていうことや、もしくは県のものでも市が直せる状態だったら市が直すとか、市のものでも県が直せる状態であつたらそっちが早いからっていうことが行われるなら、これはとても市民生活のサービスとしてはよいことだと私は思っているんです。それをするために、その行政サービスのために私は連携協定っていうものが必要だったら、当然その部分はサービスとしての協定をするっていうのが必要だなと思うし、そうなんじゃないかなっていうふうに、法務に詳しい方とお話ししたとき、そういうふうに思っていたんですけれども、そうすると、実質のところ、そういうようなことができるようなサービスとしての協定が今後結ばれていくことがあるとすれば、非常に市民サービスとしては有益ではないかなと思うんですけど、私の抱いているイメージっていうのは、こういうような感じで間違っていないでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** 今、都市整備部の糺町新棟への入居ということでメリットの話が出ました。参考までに、実は2月の5日に県市の協議会の第1回開催をいたしまして、関係する管理職が、課長レベルの職員が集まりまして、まず一緒になってやっていく中で、いろいろと連携が可能な事務を出し合って、連携することによって、それでどういうメリットがあるのかというものをテーブルの上にみんな広げてみようということで、2月5日に会合を、第1回会合を開いたところで、これはこれから継続的に部会なども設置しながらやっていくとしておりますが、都市整備部に関しては、御紹介いたしますと、メリットといたしましては、まず、県住、市住の申し込み窓口の一元化、これは県住はここではだめですよっていうやなことがないように一元的にできるというようなこと。それと、県道沿いにある危険な状態の空き家への対応の円滑化、こういうものもメリットとしてあるんじゃないか。それと廃掃法、旅館業法、県道、土砂災害防止法等の県保有情報の共有化、県市で共有化をすることでメリットが生まれると。それと、これはまだ先の話かもしれませんが、米子一境港間の高規格道路に関する業務の共同化によって、協議の円滑化、相互の技術提供、専門人材の効率的な活用が図れるのではないかなというように挙がっています。それと、交通事故による道路損傷への効率的、効果的な事務処理、小規模工事の合作工事の実施、今おっしゃったようなことでございます。合作工事による交通規制等による事務の簡素化、工事に伴う渋滞影響等の低減等が図れる。それと、土木関連の共同窓口設置による、これは自治会の方とかそういう市民の皆さんですね、対応の迅速化、たらい回しの防止、こういったものが図られるのじゃないかと。それと、災害時における道路、河川等の被災状況や斜面崩落等の相互かつ迅速な情報共有、こういうものができるだろうというふうに今のところは話しております。

それと、こういうものの連携を進めていく中で、今、今城議員おっしゃったように、自治法に定める連携協定をとったほうがいいのではないかなというのは、当然ながらあること

だというふうに思っております。

それと、補足ながら、メリットもありますが、デメリットも挙げております。これも検討しております、市のほうのデメリットとしては、市役所にほかの用事で来られた方がついでに寄ることができないと、これはデメリットなのかなというふうに思っておりますが、これはICT技術やそういうウェブによって解消は可能ではないかというふうに思っております。あと、もう一つは、職員に事務処理上のある程度の不便が生じるということもありますが、これもICT技術等の活用によってはある程度はカバーができるものではないかというふうに考えております。以上でございます。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** るる教えていただいてありがとうございます。できましたら、今の段階とかでメリット、デメリットなどというものをお知らせいただければ、とてもうれしいかなというふうに思うところなんですけれども、最後にしますが、私、非常に、先ほど遠藤議員さんはもう庁舎って言うのは一元化するのが考え方としては正しいというふうにおっしゃったように思うんですけども、私、このコロナウイルスの蔓延とかっていうものを非常にここ数カ月お互いに体験しているっていう中で、リスク分散というのが非常に大事だになっていうことを考え始めているところなんです。といいますのが、こんなこと言っちゃあれなんですけど、報道されているのであれですが、松江で1人出ましたっていうところの、濃厚接触だっておっしゃってる方のお一人が村田製作所さんの従業員さんで、そこには7,000人の従業員さんがいらっしゃるんで、今その7,000人の従業員さんが数日間自宅待機になり、その間消毒をし、濃厚だと思われている方は2週間、60名だって報道ではありましたでしょうか、自宅にいななければならないという、そういう状況だっていうことを考えたときに、一極集中になるとやはりこういうことが起こってくるんだよねっていうふうに思ったところでした。

私は例えば、こんなことあってはいけないんですけども、市役所本庁舎でもし1人でも感染者が今回出たとすれば、そのフロアはもうほとんどが1回クローズしなければならぬということになったり、その方が何回か1階から4階、5階っていうように行き来するような業務をもししておられたとすると、全部のフロアを1回クローズするということは、庁舎そのもの、市役所そのものはクローズするっていうような可能性も出てくるんだよねっていうことを考えていったときに、じゃあ、同じ機能をどこかのところが分散してきちんと担えるっていうふうになっていたら、そこでまた新たに事業の継続ができるっていうことがあるんだよねっていうことを非常に今回のことで感じたところです。

そういうふうに思ったときに、最新の技術的なもので造ってくださるであろう糺町庁舎にやっぱりそういう機能をきちっと持たせる、たった小さい、1部しか入らないようになっているかもしれないけども、いざというときにはそこで全庁舎のかわりができるっていうぐらいのことが起こったり、もしくは淀江もそうであったりとか、普通の体育館でもそういうことが起こるといような、できるというよな、そういうリスク分散というのを考えた上では、この糺町庁舎って言うのは実は非常に重要な役割を今後担うんじゃないかなっていうふうに、このコロナの一連のことですごく感じたところだったんです。

それを考えると、やっぱり先ほど課長もおっしゃってくださったみたいに、ICTへの、ソサエティー5.0のことは再々副市長からも、これは必ず進めていかなければならぬ

ということをおっしゃってくださってるんですけども、これはもう一体となってこういうリスク分散に備える意味からも、この庁舎をきちっとそのリスク分散できる形になるものにやっぱり造り上げていくっていうことも一つ考えていくほうがいいんじゃないかなっていうふうに、私は今この数カ月思っているところなんですけど、私のこの考え方、いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 塚田調査課長。

**○塚田調査課長** せんだって、実は私どもで新型コロナウイルス感染症に対するBCPを策定いたしましてお配りしたところがございます。その中で、多分目につかれたところもあると思うんですが、非常時継続業務という、どうしても止めることができない業務を絞り込んで、それをどういうふうに続けていくのかという中で、今、今城議員がおっしゃったように、この感染症の場合は、例えば感染者が発生した場合に消毒等を使って事務室が使えなくなる、一時的ですが使えなくなるということも想定して、代替の事務室を確保するということを前提に置いております。ちょっとここで御紹介させていただくと、淀江支所があります。実は、米子の市役所で仕事をしていく上で2つの大きなネットワークシステムがありまして、1つが住民基本台帳のネットワークである住基系のシステムというふうに、ネットワークといいますけど、これが1つ、それと庁内LAN、庁内でいろいろ連絡をとり合ったりとかそういうようなものがあって、庁内LAN、庁内のネットワークがあって、この2つ……。

(発言する者あり)

ということで、この2つを完備しておいて、淀江庁舎についてはこの全70業務のうちの60業務……。

(発言する者あり)

第2庁舎、福祉保健センターについてもこういうようなものを装備しておりまして、57業務ができると。それと、旧庁舎新館についても、これ、庁内ネットワークの即時確保が可能でありますので、13業務が可能だということになっております。これから整備する糀町庁舎についてもこのような観点から、どのような装備を持たせるのかということは検討してまいりたいというふうに思っています。

**○戸田委員長** 今城委員。

**○今城委員** ごめんなさい、さっきおっしゃってくださったみたいに、必要となる業務、オール業務の中の部分的にということではなくって、もう本当に代替として全部できましていうぐらいの装備っていうのを本当にできるのならそういう形もお願いしたいなと思いますし、どこでも庁舎ができる、本庁舎っていうふうに言えられることっていうのは、例えばこのコロナの問題だけじゃなくて、災害時でもやっぱり非常に大事なことだと思いますし、それに備えられる装備っていうのをやっぱり検討していただける、これが要求水準書のほうに入ってくることなのかなと思いますけれども、そこら辺のところを完備をきちんとしていただけるっていうことは非常に大事なことだと思っていますので、ぜひその辺の視点を入れていただきながら進めていただきたいなっていうふうに私は思っていますし、我が会派もそういう話をしているところですので、よろしくお願ひします。済みません、以上です。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 失礼します。私のほうからも意見なり質問なりをちょっとさせていただきたいと思います。これまでもこの問題については、いろいろ遠藤委員からもいろんな角度での御指摘等もありまして、私どももいろいろ勉強していく中で、それぞれのやっぱり意見があるんだなということで、しっかりと、合議体ですから、意見をそれぞれ述べていくもんだというふうに思っております。

その中で、先ほど塚田調査課長のほうからも答弁がありましたけれども、ちょうど3月、鳥取県議会のほうの、山川議員だったと思いますが、これが同趣旨の一般質問がございまして、平井鳥取県知事、そして行政改革の担当の局長からも答弁がありましたけれども、明確に答弁をされておりました。私も何回もそれを見させていただいて、なるほどなど、しっかりとすっきり落ちるものがありました。

併せて、それから、うちのほうの会派のほうも、例えば広域連携制度についてというようなことも改めてちょっと勉強したわけでございます。広域連携ということの中で、いろいろ御指摘がありましたけれども、まずは、昨年9月に鳥取県と米子市が取り交わした基本合意書、これについてでございますが、西部総合事務所の新棟整備に向けた事業者募集の準備のために、共同での整備方針、整備手法、相互に入居する具体的な部局及び費用負担の考え方など、基本合意について合意した書面を取り交わした覚書である。そして、行政サービスそのものが連携方針や役割分担を定める自治法上の連携協約には該当しないということを、これは、したがって、96条の議決行為にはいずれも該当しないということをはっきりと答弁もあったわけでございます。私どもも勉強する中で、なるほどなど、そのとおりだというふうに思っております。これは意見として言わせていただきます。

そこで、連携協約というのが改めてちょっとどんなものがあるのかなというので、最も一般的によく使われるのが一部事務組合とか広域連合等々でありますけれども、そのほかにも、例えば機関等の共同設置、これは事務の管理及び執行に関する法令というようなことが根拠になっておりますが、先ほど来出ております今回の糶町というのが、糶町の新棟整備ってというのがこれに当たるのかどうなのかというふうに、いろいろ考えたわけでございますが、これには当たらないと我々も思っております。共同設置ということで、これは事務の共同設置ならもちろん連携協約に当たるんですけども、このたびは鳥取県と島根県のいわゆる合築の関係で建物を建てたということでございます。建物を求めていくということでございますので、それぞれの事務の中で行っていくと、このように私は解釈しておりますけれども、まずはここをちょっと、いかがなものでしょうか。

鳥取県と米子市って言わなかったかいな、鳥取県と米子市がそのように進めているという理解で私はありますけれども、いかがなものでしょうか。

**○戸田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 先ほどの御答弁の中ともかぶるところがございましてけれども、この庁舎の共同の設置につきましては、この連携協約に当たるものというふうには考えておりませんで、それぞれの自治体が公共性のある事務としてこの庁舎の整備を行うということでございまして、地方自治法の2条の第2項ということにも位置づけられたものであるというふうに考えております。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** だから、わかりやすく言えば、今回は合築なんで、これには該当しないんだ

けども、今後、例えば共同事務なんかが発生した場合なんかは、これは議会の議決も必要になってくるという理解でよろしいでしょうか。

**○戸田委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 先ほど塚田課長のほうも申し上げましたけれども、日野郡におきまして、広域の連携の協議会をつくって、その中で、例えば除雪とかの作業を本来だと日野町であったり日南町が行うものをほかの例えば県がやる、または逆の場合があるといったような、そういったことをするとき議決をしながら、こういった協約に基づいて事務を行っているといった例がございます。

本市におきまして、今後、新棟におきまして、そういったことを行うような、そういった行政事務サービスそのものといったようなことが生じたときには、そういったこともあろうかというふうに思っております、今後においては。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 私の理解では、だけん、行政の事務の連携というのと、このたびはそれぞれが米子市、鳥取県がそれぞれ行う事務所の建設ということだと、そこはもうはっきりと明確に分けて考えなきゃいけないだろうなと私なりには理解しているところでございます。

それから、次が、いろいろ答弁でもありましたけども、第2庁舎から端を発して、鳥取県は例えば福祉保健局なんかのこともありまして、いずれにしてもあそこの新棟は建設していくわけでございますが、私の理解では、やっぱり米子市も第2庁舎の問題もあって、全体をいろいろ並べ替える中で、きちんと俯瞰する中で、現時点では都市整備部と県の県土整備局等々の事務スペースが隣にあるメリットっていうのがあるんだと、さんざんこの答弁もされていますが、私もそこはすっきりと受け止めておるところでございます。先ほどそのメリット等もおっしゃいましたけども、まさにそのとおりだろうなと思っております。

今後、さっきの話じゃないですけど、いよいよ例えば県のフロアがあって、市のフロアができた場合、その後の事務的な連携等々を行うということが発生したら、改めてそれは議会に諮って、きちんと連携協定を組んでいくということでイメージすればよろしいんですね。いかがでしょうか。

**○戸田委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 基本的にはおっしゃるとおりであります。若干補足しますと、今城議員から御紹介があった日野の連携協議会、私も以前関わっておりましたが、わかりやすいのは除雪なんですけど、実は除雪だけをやっているわけではなくて、例えば消費生活相談とか、それから、なかなか検討はして実現しませんでしたけど、監査とか、例えば教育委員会を共同で置けないかといったようなこともこの協議会の中で検討していったと。つまり、本当の意味で行政と行政が垣根を越えて、一緒にできることをいわゆる行政サービス、行政運営事務として広範にやっっていこうというのが、基本的に連携ということになります。したがいまして、これも繰り返しになって大変恐縮なんですけど、単発的な1つの事務をやるからすぐ連携協約だということになる、もちろんそれを無理やり連携協約ということに押し上げること自体を否定はしませんが、ということではなくて、例えば土木行政であれば、土木行政全般にわたって、かなり広範に連携をやっっていこうということになれば、その基本的なルールを例えば連携協約というような形で結んで、その方針を議会にも御承認いた



だいたいで、その大綱の下で事務方が進めていくという流れになってくるということであり  
ます。以上です。

**○戸田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 私からはこれで最後にします。私のほうにも実はいろんな建設土木の関  
係の方からもいろいろ御意見もいただいているところではございますが、今回そういう構  
想が出ているということは、これは大変ありがたい、歓迎すべきだという意見を私のほう  
はいただいております。

いろいろ話にも出ましたけど、まさに今このコロナウイルスの関係で、全体の鳥取県あ  
るいは米子市、地元の経済というのは本当に疲弊をして、大変な状況になっております。  
これからますます先行きが見えない、ますます厳しい状況になっておりますので、不透明  
感が本当に続いていくわけでございます。そんな中で、公共工事っていうのは、やはり地  
元経済を少しでも潤すというような観点でいえば、私はぜひこれは推進すべき、本当に一  
日も早く、それは推進すべきだという私なりの意見を持っておりますので、これは強く意  
見を申し上げまして、終わりたいと思います。

**○戸田委員長** 西川委員。

**○西川委員** この市庁舎問題についてですけれども、この今現在にある市庁舎、本庁舎  
めですよね、誰がこのような借地の上に建てたとか含めて聞いてきたわけなんですけども、  
その当時の当局の執行部の方、そして議員の方、その方々がどうしてこんなとこに建てた  
のか、はっきり言って、大失敗だと私は思っています。我々も今後この市庁舎問題につ  
いては、百年の大計に立ったような、きちんとしたものを市民にお知らせができるって  
いうんですか、やっぱり米子市の市民として誇りを持つ市庁舎を持ってしかるべきだと  
私は思っています。

そのことはさておきまして、先ほど塚田課長がメリット、デメリットを言っていた  
けども、その中で糶町庁舎について、利便性ですよね、この利便性、バス等を含めて  
ですけども、このことについて調査をしましたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○戸田委員長** 公共交通。

塚田課長。

**○塚田調査課長** 特に今のところバス便等の調査は行っておりません。

**○戸田委員長** 西川委員。

**○西川委員** そういうわけですよ。都合の悪いのはしないということのように聞こえ  
ますよ。つまり、ここの市庁舎とあの糶町じゃ、全然バスなど含めて、利便性がすごく  
悪いんですよ、あそこは。そりゃ、私が言っとうのは、市内の人から見ればですよ。そ  
りゃ市外の人にはさておきまして、市内の人から見れば、西部総合事務所ですか、あ  
の敷地については非常に車がないと利便性は悪いというふうに私は思っています。そ  
こを含めて、今後ちゃんとした、もし糶町にそういう米子市のあれを入れるならば、  
それはそれなりのことをきちんとやってほしいと、そうができないならやめりゃいい  
んですよ。そんな分散みたいな庁舎を造って、何が米子市民のためにあるわけです  
か。ですから、本当に米子市の市民のことを考えて庁舎問題をやるならば、来年の  
3月31日にこの借地問題が整理できてからでいいじゃないですか。今さらそんな焦  
ってこのことをやる必要が私はないというふうに思っています。以上です。

○戸田委員長 答弁いいですか。

○西川委員 いいです。

○戸田委員長 中田委員。

○中田委員 私もせっかくだから、ちょっと昼前なので簡潔にいきたいと思います。けども、意見を述べさせていただきたいと思います。

庁舎が分化されていくことのるる説明があった最大の背景は、現在の第2庁舎の老朽化と耐震の問題、それと借地問題ですね。ここの解消が、これはもうずっと今まで言われてきたことなので、ここはもう私は待たないだと思っておりますので、時間軸の捉え方としては、私はそう時間をかける話ではないという考えを持っています。これは私の意見として言わせていただきます。

それから、基本的に今後のことですが、3月議会でも新たな予算としても出ていますけど、今後、ICT化によって、業務のあり方とか、そういったものが私は激変していくものと思っておりますので、いわゆる庁舎に訪れて直接対面型で行う業務というところは、基本的に減少傾向に向かっていくんだろうというふうには見えています。もちろん、その前提はそういうシステムを導入していくことが前提ですけれども、そう思って見えています。

そういった流れの中で捉えた場合に、糀町庁舎のほうに都市整備部が行くということになったときに、現実、今の都市整備部の業務の中で一般市民の方、これ業者関係ではなく、一般市民の方が、この方たちはそもそも市役所に用事があって来るとするのは特例の生死の場合とか、あるいは自治会絡みのことだとかということ以外には、個人的な要因で来ることってというのは給付だとか相談だとか、そういったことだと思うんですけども、そこら辺のことと糀町の機能から考えると、ここの糀町機能の分化というのが直接どれだけの市民の日常の市役所の用務に対して影響があるのかということ冷静に考えると、私はすごく限られていると思っておりますので、それに加えて、コンビニでできることだとか、様々なことを加えていけば、特に仕事で例えば建設関係、土木関係の方々が、この2階に訪れるような方々が糀町に行くというようなことは、私はそんなに大きな問題ではないと思っております。それよりも、一般市民の方がいざ行かなきゃいけなくなったときに、どこに行くのかということでのたらい回しは避けたいということでもあります。

その辺も十分考慮されて、この要求水準書っていいですかね、こういった作りつけを考えていくということは大事だと思いますけども、そういったところから考えると、私は喫緊に対応することと、それから、これから出てくる若干不便さという部分のところのことよりは、メリットのほうが大きいというふうには私は思っておりますので、ただし、糀町の建設予定される場所というのがあると思うんですけども、県のほうがそれ以外の用地利用をどのように考えているのかということの中、言ってみれば、その中に入り込んでいく話なので、その全体像がどうなっていくことかというところの流れも、私は考えておく必要は今後の地域行政、圏域行政の流れの中ではあると思っておりますので、そこら辺のことはぜひ県の考え方も示して、出る範囲で、示していただければというふうに思っております。

分化されることは暫定的だというのが当初のこのビジョンのね、最終的には、いつできるかわかりませんが、先ほど言ったICT化なんかも含めて考えて、どうなるかわかりま

せんけども、理想的な一元化といいますか、同じ、同一場所にあることが望ましいけれども、当面の中期の対応というビジョンとして示されたものだという考え方でいけば、私はこのビジョンが特におかしいとは思ってなくて、それよりも細部によって詰めていくべき問題が、先ほど言ったようにシステム化だとか、様々なことにおいて詰めていくことを想定した建物づくりということを、先ほど今城委員も言われましたけれども、そういったことをきっちり詰めていくことのほうが私は大切だと思っています。以上です。

○戸田委員長 遠藤委員、よろしいですか。

○遠藤委員 いいです。

○戸田委員長 もういいですか。

ほかにございませんか。

それでは、質疑を閉じさせていただきたいと思います。

そうしますと、それでは、次回の本委員会につきましては、5月20日の10時に予定をいたしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で市庁舎問題等調査特別委員会を終了いたします。御苦労さんでした。

**午前11時55分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

市庁舎問題等調査特別委員長 戸 田 隆 次